

# 地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和4年4月21日)

[件名]

- 福島県沖を震源とする地震に係る広域応援職員の派遣について  
(危機管理政策課) … 2
- 鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編を除く)の修正に係るパブリックコメントの実施について  
(危機管理政策課) … 4
- 鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)及び鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)の修正に係るパブリックコメントの実施について  
(原子力安全対策課) … 6

危 機 管 理 局

# 福島県沖を震源とする地震に係る広域応援職員の派遣について

令和4年4月21日

危機管理政策課・住まいまちづくり課

令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震について、被害状況や支援ニーズの把握等のため福島県へ情報連絡員（リエゾン）を派遣するとともに、福島県相馬市へ被災建築物の危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士を派遣したので報告する。

## 1 情報連絡員（リエゾン）の派遣

(1) 派遣先 福島県

(2) 派遣期間・人数 3月23日（水）～4月12日（火）〔21日間〕・延べ8名

	派遣期間	人数	備考
第1陣	3月23日～3月31日（9日間）	2名	先遣隊
第2陣	3月29日～4月4日（7日間）	2名	
第3陣	4月2日～4月8日（7日間）	2名	
第4陣	4月6日～4月12日（7日間）	2名	

※派遣期間は移動日を含む。危機管理局職員及び災害応援経験者等を選。

(3) 活動概要

全国知事会会長県として情報連絡員（リエゾン）2名を派遣し、他県情報連絡員とともに福島県災害対策本部への出席、被災現場の確認等により被害状況等の情報収集を行った。

また、他県の応援職員等とも情報共有しながら支援ニーズの把握等に当たり、相馬市への被災建築物応急危険度判定士の派遣調整等を行った。

## 2 被災建築物応急危険度判定士の派遣

(1) 派遣先 福島県相馬市

(2) 派遣期間・人数 3月25日（金）～29日（火）〔5日間〕

※26日：打合せ、27日～28日：判定活動

8名（被災建築物応急危険度判定士の資格を持つ職員）

(3) 活動概要

被災した建築物の余震などによる倒壊、外壁や窓ガラスの落下などにより生じる二次災害を未然に防止し、建築物を利用する居住者などの安全を確保することを目的に、所有者から希望のあった建物について判定活動を実施した。

<判定件数等>

対象地域	判定件数	判定結果			備考
		赤（危険）	黄（要注意）	緑（調査済）	
相馬市内	43件	14件	25件	4件	2日間の計

<被災の特徴>

赤色（危険）：外壁の破損、建物の傾き（古い納屋等） など

黄色（要注意）：屋根瓦のズレ（特に棟部分）、ブロック塀の傾き、外壁のクラック・落下（タイル貼り等の湿式工法） など

<被災建築物の状況等>



屋根瓦のズレ



納屋の傾き



外壁タイル貼りの落下



ブロック塀の傾き

**【参考】**

○県では、発災直後から職員が県庁に緊急参集し、情報連絡室を設置して、情報収集と被災地ニーズの把握を行っていた。

○地震の概要

- ・発生日時 3月16日(水) 23時36分
- ・マグニチュード 7.4(暫定値)
- ・震源 福島県沖 深さ57km(暫定値)(北緯37度41.8分、東経141度37.3分)
- ・震度 6強:宮城県登米市、蔵王町、福島県相馬市、南相馬市、国見町(3市2町)  
6弱:宮城県石巻市、福島県福島市、新地町他  
5強:岩手県、宮城県、山形県、福島県  
※このほか震度1までの揺れを北海道から九州にかけて広い範囲で観測
- ・津波 石巻港で最大0.3m

○主な被害状況

	全国(4/7現在)	福島県(4/12現在)	福島県の主な内訳
人的被害	死者:3人 重傷:26人 軽傷:215人	死者:1人 重傷:9人 軽傷:92人	死者:相馬市 重傷:相馬市5人、本宮市、郡山市、国見町、矢吹町各1名
住家被害	全壊:64棟 半壊:582棟 一部破損:9,768棟	全壊:64棟 半壊:775棟 一部破損:8,849棟	全壊:福島市20棟、相馬市12棟、新地町11棟、国見町7棟 ほか 半壊:福島市360棟、国見町144棟、相馬市116棟、新地町36棟 ほか
住民避難		避難所数:1カ所 避難者数:19人 (相馬市)	

※消防庁被害報(全国)、福島県被害状況即報より(集計時点が異なるため数値は一致しない)

# 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正に係るパブリックコメントの実施について

令和4年4月21日  
危機管理政策課

鳥取県では、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的・計画的に推進し、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に適切に対処するため、「鳥取県地域防災計画」を策定しています。

このたび、令和3年5月の災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更等のほか、本県にも影響のあった令和3年12月からの大雪など、近年の災害に係る教訓や課題等を踏まえ、鳥取県地域防災計画の修正案を作成し、4月26日から5月9日にかけてパブリックコメントを実施し、出水期前の6月に鳥取県防災会議を開催して計画の修正を行う予定としています。

## 1 主な修正内容

### (1) 令和3年12月からの大雪を踏まえた修正

- ・関係団体等と連携した除雪支援  
→自力での除雪が困難で安全上急を要する地区に対し、必要に応じて市町村、県、関係団体が連携して除雪支援を実施することを追記
- ・道路交通の確保に係る関係機関の連携強化  
→道路管理者等関係機関の情報共有を図るため、「情報連絡本部会議」を設置することを追記  
→オンライン会議により関係機関（道路管理者、警察、気象台、市町村等）間で円滑な情報伝達・共有を図ることを追記

### (2) 令和3年7月豪雨を踏まえた修正

- ・静岡県熱海市において盛土に起因する大規模な土石流が発生したことを受けた対応  
→「鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例」に基づき、盛土等の施工や斜面地における工作物の設置等に係る安全の確保を図ること等を追記
- ・関係機関（気象台、市町村等）とのオンライン会議による情報共有

### (3) 令和元年10月東日本台風等を踏まえた修正

- ・市町村内で住民の避難を完結できない広域的な災害が増加していることを受けた対応  
→市町村圏域を超えた事前の広域避難について、県は市町村と調整の上、指針等を作成し、個別具体的に検討を行うことを追記

### (4) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた修正

- ・災害時における新型コロナウイルス感染症等に係る自宅療養者の移動を想定した対応  
→災害時等に感染を拡大させないよう自宅療養者の移動方法や避難所における感染防止等について、あらかじめ必要な対策を講じておくことを追記

### (5) 災害対策基本法改正、国の防災基本計画の修正を踏まえた修正

- ・避難情報の変更（避難勧告、避難指示（緊急） → 避難指示） 等
- ・市町村の個別避難計画の作成、地区防災計画との一体的運用  
→市町村は、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努めることを追記
- ・「指定福祉避難所」制度の新設  
→市町村は、福祉避難所に受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示すること等を追記

## (6) その他、所要の修正

- ・流域内のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進  
→気候変動による水害の激甚化・頻発化に備えるため、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を計画的に推進していくことを追記
- ・道の駅の防災対策への活用  
→市町村が設置している一部の道の駅について、独自に実施されている防災関連施設の整備等の取組の全県展開を図るため、県は市町村に必要な情報提供等を行うことを追記
- ・デジタル技術等を活用した合理的な罹災証明書の発行方法の検討  
→県は市町村と連携し、ドローンやデジタル技術を活用した合理的な罹災証明書の発行方法について検討することを追記。

※その他、文言の修正等の軽微な修正を併せて行う。

## 2 パブリックコメントの概要

### (1) 実施期間

令和4年4月26日（火）～5月9日（月）

### (2) 計画案の閲覧方法

県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館、危機管理政策課、各市町村の窓口で閲覧できるほか、県のウェブページでも閲覧できます。

## 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正に係るパブリックコメントの実施について

令和4年4月21日  
原子力安全対策課

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画について、原子力防災訓練の教訓や県の取組み、国の防災基本計画や原子力災害対策指針の改正等を反映した計画の修正を行うこととし、4月26日（火）から5月9日（月）までパブリックコメントを実施します。

### 1 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の主な修正内容

#### （1）武力攻撃事態等に係る対応の追加

- 原子力発電所への武力攻撃事態等に係る対応  
原子力発電所への武力攻撃等が発生した場合は、国民保護法に基づき実情に応じて避難を行うことや、政府による事態認定までの間は地域防災計画に基づく対応を行うこと等を記載

#### （2）中国電力と締結する安全協定の改定内容の反映

- 立入調査及び措置要求に関する記載の変更  
島根原子力発電所周辺の安全確保のために必要と認める場合の対応について、「立入調査」を行い、その結果、必要と認める場合は、市の意見を聴取し、中国電力に直接、又は国を通じて適切な措置（原子炉の停止を含む）を講ずることを求めることを記載

#### （3）新型コロナウイルス感染症下の原子力防災に係る修正

- 感染症流行下での原子力災害時の防護措置  
在宅療養者や濃厚接触者の避難手段、避難先の考え方を記載するとともに、感染症流行下では防災・福祉の担当部局が避難に関して必要な情報を共有すること（防災基本計画修正（令和3年5月）反映）を記載

#### （4）原子力防災訓練の教訓や県の取組み等の反映

- オンライン会議システムの活用  
必要に応じてオンライン会議システムを活用し、県と国、市町村等の関係機関間の通信手段を確保することを記載
- 原子力防災支援拠点の2箇所整備  
原子力防災支援拠点を、主な避難方向である山陰道・国道9号と米子自動車道の2方面に、それぞれ1箇所ずつ整備することを記載

#### （5）国の防災基本計画の修正等を踏まえた見直し

- 避難勧告・避難指示の一本化等  
避難勧告・指示が一本化され、従来の勧告の段階から避難指示を行う等の避難情報のあり方の見直し等による記載の見直し
- 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定追加  
災害が発生するおそれがある段階での広域避難実施のための自治体間の協議等を可能とする災害対策基本法改正（規定追加）の反映

#### （6）原子力災害対策指針の修正等を踏まえた見直し

- 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施  
県は原子力災害医療機関や原子力事業者等の協力を得て、甲状腺被ばく線量モニタリングを実施すること、及び今後、県では国の支援を得て、実施体制の整備等について検討することを記載
- 原子力災害拠点病院等の役割等の修正  
県が実施する原子力災害対策への協力のほか、県が行う住民等の被ばくや汚染に対する検査（避難退域時検査及び甲状腺被ばく線量モニタリング等）への協力等を記載

## 2 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の主な修正内容

### （1）武力攻撃事態等に係る対応の追加

#### ○原子力発電所への武力攻撃事態等に係る対応

原子力発電所への武力攻撃等が発生した場合は、国民保護法に基づく国民保護措置を適切に行い、武力攻撃への対処について万全を期すこと等を記載

### （2）新型コロナウイルス感染症下の原子力防災に係る修正

#### ○感染症流行下での原子力災害時の防護措置

避難又は一時移転を行う場合に、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施すること、被災地において感染症の発生・拡大がみられる場合は、防災・福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めること等を記載

### （3）原子力防災訓練の教訓や県の取組み等の反映

#### ○避難円滑化に係る取り組みの反映

段階的避難の実施にあたっては、道路監視カメラ等により避難中の道路状況等を確認し、避難を指示することを記載

#### ○避難経路の整備状況の反映

弓ヶ浜半島の国道 431 号線と県道 47 号線を接続する新たに建設された道路を使い避難の融通性を確保することを記載

#### ○屋内退避の基本方針等の記載

屋内退避に関する基本方針や屋内退避時の物資の供給体制等について記載

#### ○「島根地域の緊急時対応」の記載等の反映

- ・輸送力に余裕を持たせるため、中国電力が米子市、境港市内に避難用福祉車両を 5 台配備し、予め県と定める緊急輸送等の要請手順に基づき運用することを記載
- ・中国電力が、生活物資の支援及び福祉車両の確保することを記載
- ・県で対応が困難な場合は国等に対して応援を要請することを記載。また不測の事態に対しては、自衛隊等の実動組織により支援が行われることを記載
- ・国や中国電力が開設する相談窓口とともに、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施することを記載

### （4）国の防災基本計画の修正等を踏まえた見直し

#### ○個別避難計画作成の努力義務化等の反映

個別避難計画作成の努力義務化、避難支援者等に対する個別避難計画の提供、及び個別避難計画のない避難行動要支援者についても関係者間の事前協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をすることについて記載

### （5）原子力災害対策指針の修正等を踏まえた見直し

#### ○甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

県は、甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制を整備すること等を追記

※その他、所要の修正、文言の修正等の軽微な修正を合わせて行うものとする。

## 3 今後のスケジュール（予定）

4月26日～5月9日	地域防災計画等の修正案についてパブリックコメントを実施
5月中下旬	鳥取県原子力安全顧問会議において審議
6月中旬頃	鳥取県防災会議において地域防災計画等の修正について審議
7月～8月	配布